

## 監査公表第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

平成30年6月27日

新城市監査委員 近 藤 隆  
新城市監査委員 滝 川 健 司

### 第1 監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査、出資団体監査）

### 第2 監査対象

指定管理施設 新城市つくで手作り村

指定管理者 有限会社つくで手作り村

（有限会社つくで手作り村は出資団体に当たることから、併せて出資団体監査を実施したもの。）

所管部課 作手総合支所地域課、産業振興部農業課

### 第3 監査に当たった監査委員

近藤 隆、滝川健司

### 第4 監査の期間

平成29年12月6日～平成30年6月19日

（現地監査日 平成30年1月25日）

### 第5 監査の方法

新城市つくで手作り村の指定管理等に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、諸帳簿等について調査・確認を行った。また、施設の現地査察を行い、関係法令及び協定書等に沿って適正な施設管理及び事務処理が行われているかどうかの主眼をおいて監査を実施した。

所管課に対しては、指定管理等に係る事務の執行状況、指定管理者の選定経過及び協定書の内容、指導監督の状況等の確認を主眼に監査を実施した。

### 第6 監査の結果等

#### 1 監査対象の概要

新城市つくで手作り村は、地域資源を活用した都市との交流、憩いと安らぎの場を提供するとともに、新たな農業経営の展開を目指し地域農林業等の振興を図るため、新城市作手清岳地内に設置された施設である。

また、有限会社つくで手作り村は、①農畜産物等の加工、販売、②飲食店の経営、③農林業等の体験事業、④新城市が委託する施設の管理運営業務、⑤農

業、⑥前各号に付帯する一切の事業を営むことを目的に設立された団体であり、現地監査日現在の役員は取締役2名、株主は10名で、新城市は発行株式84株のうち21株（出資金額1,050,000円）を有していた。

## 2 監査対象事業について

新城市つくで手作り村の指定管理事業

指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

指定管理料 平成28年度 6,800,000円

平成29年度 3,400,000円

(6,800,000円のうち)

指定管理の業務内容

- ① 施設及び附属設備の維持管理業務に関すること。
- ② 施設の利用許可に関すること。
- ③ 道の駅施設の駅長業務に関すること。
- ④ 上記に付随する業務に関すること。

なお、平成29年度にあっては上半期分について監査することとした。

## 3 監査の結果

指定管理事業については、関係法令及び協定書等に沿って概ね適正に処理されていると認められた。利用料金制を採用しているが、利用料金を収入として収受する施設利用はなかった。

また、出資株券は新城市役所内（会計課）に保管されていることを確認したが、引き続き当該団体の経営成績及び財政状態の把握に努め、適切な指導監督に当たられるよう望むものである。

なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程においてふれたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する団体への指導や是正措置等の状況については、この報告の受領日から概ね3か月をめぐりに通知されたい。

### 【有限会社つくで手作り村】

#### 指摘事項

- 1 緊急時における事故等に備え、マニュアル・連絡網等を整備するとともに、訓練等を実施し、事故対応等の徹底を図られたい。
- 2 施設・設備等の点検記録の作成・保管が十分にされていなかった。日常・定期点検等の実施記録を残し、施設・設備等の性能・機能保持に努められたい。
- 3 工事、修繕、委託業務等の実施状況を確認したところ、完了検査日の明確でないものが散見された。完了通知受付後は検査を実施し、検査結果を記録に残すようされたい。

- 4 基本協定書第43条に自主事業を実施する場合は、業務計画書を提出し、事前に承諾を受けなければならないとあるが、年度当初に業務計画書を提出し、同日付けで承諾を受けていた。実務を考慮すると望ましい手続とは言い難いので、改められたい。

## 意見

食堂（味彩館）における営業時間の変更（延長）等、経営努力は認められた。しかしながら、直売所（山家市）における出荷登録者数・出荷量の減少、体験施設（とんちん館）における講師不足、加工施設（勇氣工房）における一部工房の休止等の問題を抱えていた。引き続き課題解決に当たるとともに、収益向上に努められたい。

## 【作手総合支所地域課、産業振興部農業課】

### 指摘事項

- 1 市が算出した指定管理料の基礎金額と、指定管理者の実施した事業費とに乖離する項目が見受けられたので、費用負担の考え方等について検証等されたい。
- 2 基本協定書第29条第4号に規定する役員等の異動報告に、道の駅駅長の職に関する記載がなかったため、改正等されたい。
- 3 基本協定書第43条に基づく自主事業の実施に際しては、業務計画書の提出を受け、事前に承諾を与えなければならないと解することができるが、年度当初に業務計画書の提出を受け、同日付けで承諾をしていた。実務を考慮すると望ましい手続とは言い難いので、改められたい。
- 4 基本協定書中は発注者・受注者と表記することとしているが、甲・乙の表記が混在する箇所が見受けられたため、改められたい。
- 5 施設備品等の管理において、基本協定書別紙に掲げる備品等一覧と整合のとれないものがあつた。異動状況を加味した最新のものを備え付けられたい。
- 6 自主事業として自動販売機の設置を認めているが、設置に関し手続の確認ができなかったため、業務仕様書に留意した対応をされたい。

## 意見

- 1 手作り村総合管理施設については、有限会社つくで手作り村の法人の所在地とされていた。また、公益財団法人農林業公社しんしろ及び公益社団法人新城市シルバー人材センター作手支所が共用していた。施設の使用に当たってはそれぞれの経緯から理解するが、明確化するようされたい。

2 開所から16年が経過することから、施設の老朽化が心配される。施設の再点検等を実施し、不具合箇所の整備に努められたい。